



図256 耕地面積及び荒廃農地の割合の推移

注：1) 「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地をいう。

2) 「再生利用困難」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地をいう。

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、同 農村振興局「荒廃農地の現状と対策」（2021年12月）から作成。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/>

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-20.pdf>

出典：フード・マイレージ資料室 <https://food-mileage.jp/>